

午後1時00分 開会

【赤嶺委員長】 ただいまから16回目の議会改革実行委員会を開会いたします。

本日は長くても2時間以内、15時までの開催でお願いできればと考えておりますので、委員各位の皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

また、委員各位の皆様におかれましては、録音した音声で発言者が誰なのか明確に判別できるよう、発言は委員長からの指名を受けた後にボタンを押してからマイクに近づいて発言していただき、発言後はボタンを押してマイクのスイッチを切るようお願いいたします。

委員の出席状況について御報告いたします。虹の会、石田裕委員から欠席の届出がございました。また、立憲民主党は、堀合研二郎委員に代わり、北島康平議員が代理で出席いたします。他の委員は全員出席でございます。

では、日程1、議長からの諮問事項についての(1)委員会の時間外対応について。本件は、昨年10月に、委員会運営に関して、議長、副議長が市側から、委員会の時間外対応について配慮を求める申入れを受けたことから、本実行委員会での協議事項として議長から諮問されたものでございます。これを受けて、昨年12月3日の本実行委員会で、議長からの諮問事項として議題とし、先月、2月10日の作業部会でも意見交換を行ったものです。

資料1を御覧ください。この資料は、正副議長が市側から申入れを受けた際、9月定例会の常任委員会に関する時間外対応結果まとめとして提示されたものでございます。この資料も参考にさせていただき、本件について協議を行っていきたいと思います。

御意見はありますか。

【河内委員】 事務局に確認をしたいのですが、こちらの残業の対応人数の中で、時間外対応で、手当を支払っている役職の方を教えてくださいたいのですが。

【議事係長】 この資料1の中で、管理職以外になりますので、係長、係員というところは該当いたします。

【布瀬委員】 この資料というのは、これだけ残業代が発生するよということを示していると思うのですが、ということは、残業しないでよいように午後5時で終了をしなくてはいけないと、これを見ると受け止めるのですが、であるならば、午後5時で一旦閉めて、また翌日に同じ委員会を午前9時から始めるというような日程ができるように、今の議会の日程を、余裕を持って、ちょっと変更することがよいのではないかと

と考えます。午後5時で、残業しなくてよいようにということであれば、そういう対応しかないのではないかと考えます。

【堀口委員】 この資料を見ると、9月の定例会というところだと思うのですが、こういう時間外のことも含めて、やはり予算決算は常任委員会、議案とかとは別に実施をするところの議論があったかなと思うのですが、このままの今の状況のままでいったら、確かに時間外が発生することはやむを得ないというか、当然と言えば当然なので、もしこれを解消するというのであれば、やはり特別委員会、予算決算をしっかりと分けて審議をする、もしくは、今、布瀬委員が言われたように、複数日にして、残業代が発生しないようにするというところの対応が必要になるのかなと思います。

ほかの自治体は分かりませんが、やはりこの委員会の審議は重要なものでもありますし、もしそれが、残業代がということであれば、やはり複数日設けることが一番現実的ではないかとは思いますが。これは意見です。

【鳥淵委員】 残業をまずさせないようにするというのも大事な考え方だと思いますが、一方で日にちを複数日で開催するというのも、ほかの業務にも影響する、市側の職員に対してのことも考えなければいけない。会期の日程、会議の時間帯という全体的な期間、定められた範囲内の時間の中で、どのように中身をしっかりと審議していくのか、その中でそれぞれの持ち時間等を設定するような考え方というものを、発言一つ一つに、そこまで責任感を持っていかなければいけないのではないかと考えます。

【赤嶺委員長】 この議長諮問については、日程2の市側からの「議会改革実行委員会の決定事項に関する申入れ」への市長からの回答の対応についても関わってくる部分でありますので、一旦協議はこの状況で止めて、日程2と併せて協議を行ってまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【赤嶺委員長】 では、日程2に進みます。日程2、「議会改革実行委員会の決定事項に関する申入れ」への市長からの回答について事務局に説明を求めます。

【議事係長】 本件は、前回、2月5日の本実行委員会で議題とされ、本日再度協議することとなったものでございます。

資料2は、前回配付している、本実行委員会の申入れに対応する、市長から議長に提出された回答文書の写しであります。

資料3-1から資料3-6は、前回配付しております、本実行委員会から行政側へ申し

入れた文書であります。

市長からの回答文書は、本実行委員会からの申入れに対応し、8項目にわたっており、委員長は、本日、順次協議されたいとのことでございます。

【赤嶺委員長】 前回、これは持ち帰りになっておりますので、皆さん各会派で御意見をまとめてきていただいていると思いますので、項目ごとに各会派の意見をまずは伺ってまいりたいと思います。

では、まず項目1、予算決算委員会を資料1の概要案の内容で実施することとし、運用開始に向けた詳細な検討を進めることについて、意見を伺いたいという部分の市側の回答について意見を伺ってまいりたいと思います。

まず、自民党・新政クラブ。

【中村委員】 この1については、先ほど協議いたしました議長諮問のところとも関わっているところだと思いますが、やはり時間内に委員会の審議を終わらせる、そのためには委員会の審議の在り方とかについても検討が必要なのではないかと。具体的にどうするかについてまでは詰められておりませんが、時間内に終わるために委員会の在り方について検討するべきではないかと思っています。

【赤嶺委員長】 公明党。

【鳥淵委員】 同じく、先ほども申し上げましたが、まず質問時間を決める、質問を整理する、そのやり方をしっかりと決める、通告制なり、最低、事業名等は事前に通告をして、このことについて質問しますというようなところまで詰めて考えていくべきではないかと思っています。

【赤嶺委員長】 自由クラブ。

【河内委員】 自由クラブとしても、こちらの行政側の負担も一気に負荷を上げていくということはよろしくないと考えておりますので、合計時間を含め、その辺を皆さんと一緒に協議していきたいと思います。

【赤嶺委員長】 日本共産党。

【堀口委員】 在り方を話し合うということは確かによいのですが、私たちはこの予算決算委員会について議論して、内容を詰めたわけですね。だから、どうしたら実行できるのかの、いろいろ話し合った末のこうした結論でもあるので、またそれをさらに再協議をするとすると、これまでの議論が何だったのかなという思いは率直にはいたします。

それで、時間内に終わらせるということは、確かにそれも必要なことですが、そこが第

一の主眼なのかなというところは疑問があって、時間内に終わらせればそれでよいのかというところもあるし、だからこそ予算と決算の委員会を分けて、通常の件を一括で常任委員会に付託する、1日でやるというところではないというところがあるので、やはり趣旨についてもう少し市側ときちんと、こういう取りまとめたというところの経過をしっかりと話し合うというか、その必要があるのかなというのが率直な意見です。

【赤嶺委員長】 神奈川ネットワーク運動。

【布瀬委員】 市側の回答についてまず申し上げますと、市側はこの私たちが議論した内容をきちっと把握されていないということが分かります。ということで、やはり市側、こちらの議会としては、協議をした上で、こういう結論をもう既に予算決算の委員会に対して出していると私は把握しておりました。だから、それを覆すような議論をまた始めなくてはいけないのかというところにちょっと疑問を持ってしまいます。

というところの中で、やはり市側に対して、私たちが、まずは本実行委員会の中でどのように協議して、このように決めたのかを伝えていかななくてはいけないのではないかと考えています。

その上で、まずやってみてから、次に、やはりそれが、時間がまた延長するようなこととか、そういうことがあるのであれば、どのように効果的に、もっとより質の高い質疑ができるかという議論になっていくとは思いますが、まずはこの予算決算委員会をやるということを、私たちは本実行委員会で決めたのではないのでしょうかというところをちょっと投げかけたいと思います。

今は、時間を短縮していくとか、その議論に何か移ってしまっている感じがするのですが、それはこれと一緒にしてしまうのはおかしいのではないかなと考えています。

【赤嶺委員長】 では立憲民主党、北島議員。

【北島議員】 堀合委員が体調不良で、細かいところまで全然お話ができていないので、大まかな部分でしかないのですが、やはり予算決算の委員会での話と、一般質問での話等々、行政側の職員の人数や時間は有限であるので、時間だけで決めてしまってよいのか、それとも会期日程かな、日数的にも限りがある中で、どこまでその調整ができるのかは、しっかりと話していかないと、皆さんが納得いく部分には落ち着かないのかなとっておりますので、しっかりと議論が必要かなと考えております。

【赤嶺委員長】 大和維新×iRAISE。

【村田委員】 この予算決算委員会に限った話ではないのですが、ちょっと会派で話し合

っていく中で、この8つの論点は、少し一気に欲張り過ぎたのかなと。この8つの件について、本当に1つか2つ実現できたらよいような内容が並んでいるのかなというようなことが、会派で話になりました。

この予算決算委員会に関しては、差し当たり17時までには終わるという時間の話とは一度は切り分けて、予算決算委員会というのは我々でかなり話し合っただけの内容ですので、先ほどの神奈川ネットワーク運動さんの話に近いのですが、一応我々としてもきちんと話し合った内容ですので、取りあえずそれをまず市側に、きちんと内容まで詰めて話し合った内容なので、少なくともこれはちょっと実現するべきではないかというような話がありました。

【赤嶺委員長】 各会派から意見がありました。委員会の運営に係る部分で、項目で言うと次、3番が関わってくるのですが、まず各会派の意見から聞いた上で協議に入ってもよいですか。1個ずつまず意見を聞いた上で協議に入りたいと思います。

項目2の議会倫理のルール化については、日程3で協議をする予定ですので割愛したいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【赤嶺委員長】 今日の日程3で、議会倫理条例について協議をする場がありますので、そこで行いたいと思います。

では、次のページの3、委員会の動画配信に関する項目でございます。

では、次は大和維新×iRAISEさんから。

【村田委員】 これは、私どもは提案会派でもあったと思うのですが、ぜひこの動画配信はやるべきだと思うのですが、先ほどの委員会の時間が延びがちだという話ともやや重なるところはあると思うのですが、言ってしまえば、このように委員会をむしろオープンにすることで、例えば、ちょっと乱暴な言い方ですが、質問のための質問であるとか、議論のための議論であるとか、そういうことを我々が差し控える一つのきっかけにもなるのかなとは思っています。

【赤嶺委員長】 では立憲民主党、北島議員。

暫時休憩します。

午後1時18分 休憩

午後1時19分 再開

【赤嶺委員長】 再開いたします。どうぞ。

【北島議員】 委員会の動画配信に関しては、費用の部分もあるとは思いますが、それが可能であるならば、行っていったほうが、市民の方々に広く知っていただく機会にもつながるので、賛成はしていきます。

【赤嶺委員長】 神奈川ネットワーク運動。

【布瀬委員】 今これをお伝えするのは、この市側の答弁を踏まえた上でということですよ、考えを述べよということによろしいのですよね、委員長。

【赤嶺委員長】 はい。

【布瀬委員】 今でも、傍聴もできますので、市側がなぜこのように、議員の発言に対して通告制や、委員外議員の質疑を認めないなどという、このようなことを市側が言うのかに対しては、かなり疑問を抱かざるを得ない状況です。ですので、こういうことなしに、議会としては委員会を中継していく、動画配信していくというところに決めた、そのままで、今のままで進めていくというところによいと思っています。

【赤嶺委員長】 日本共産党。

【堀口委員】 今、布瀬委員も言われていましたが、実際もう傍聴してオープンにしているというところもありますし、やはり議論の過程を知ってもらうというところでは、議員側も質疑の質を上げていかなければいけないというところは、これをきっかけに、より強く意識されるのではないかと思いますので、それを市側からこう言われて、このようなルールというところでは、ちょっとどうなのかなという疑問はあります。

もう少し今のような一定の通告というの必要なのかもしれませんが、ある意味、自由に質疑もできるというところでは、その時々状況にもよるので、あえて今のままでよいのではないかなということが結論です。

【赤嶺委員長】 自由クラブ。

【河内委員】 自由クラブとしても、今のままの状態でもいいかなとは思っております。この市側の回答で、委員外議員の質疑は認めないとか、ちょっと膨大な、例えば予算決算に関して、全て事前通告制を取るということはかなり難しいのではないかと感じておまして、ただこの反問権を認めるということに関しては賛成でございます。

【赤嶺委員長】 公明党。

【鳥淵委員】 私どもは、この市側からの回答、そのとおりでと思っています。ただし、厳正なルールの作成など、ここまで言われる筋合いはないと思っています。委員長の采配等でできるものではないかなと考えています。

【赤嶺委員長】 自民党・新政クラブ。

【中村委員】 委員会の動画配信については、これはもう随分前から議論があって、委員会の動画配信をするということはもう合意がされているのですね、もう随分前に。それがなかなか実現できなかった一つの理由については、この運用の部分に関して各会派の意見がいろいろ違っていたりとか、そういうことでなかなか合意に達せなかったということがあると思うのですが、今回、市側からの答申にかかわらず、この委員外議員の発言をどうするのかとか、あるいはこの持ち時間の問題とか、あるいは反問権をどうするのかということは、これまでも議論されてきたことで、これは、この市側の答申の1のところと非常に密接な関係があるので、これは両方を一緒に協議というか議論していかなければいけないことだと思っておりますが、こういうことについても当然議論をしていかなければいけないことではないかと思っております。

反問権については、今、どこまで反問権と言うかどうかは別としても、今、事実上、委員会では反問が行われていますよね。趣旨確認ということかもしれませんが、実際には委員会で、その反問は既に行われていると思っております。

それを、今後どこまでその範囲を拡大するのかということも含めて議論する必要があると思っておりますが、この件についても、市側が言ってきたことを丸々のむということではありませんが、市側が言ってきたことと、これまで議会で行われていた意見にも出てきたことと重なっているところもありますので、そういうことについては議論していく必要があるかと思っております。

【赤嶺委員長】 ありがとうございます。

では、続いて項目4の市議会政策研究会についてですが、これについては特に意見はないということで回答が来ておりますので、割愛してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【赤嶺委員長】 では、続いて項目5、一般質問において一問一答方式を現行の方式との選択制で認めることを決定し、一問一答方式を選択した場合の行政側へのヒアリングの方法は今後検討することとしたという部分についてです。

では、自民党・新政クラブからお願いします。

【中村委員】 市側の回答では、一問一答方式を現行の方式と選択制にするのであれば、市側が議員によって両方式での対応を切り分けて行うことになり、現行と比較して負担が大きくなることが想定されますと書いてあるのですが、ただ、このようなことでやってい

るところはもう結構多くて、別に大和市議会が初めてこういう制度を採用しようとしているわけではなくて、近隣市でもこのような形で一般質問をやっているところはたくさんあるわけなので、こういう仕方を採用したからといって特段大和市の職員に対して過大な負担が及ぶとは一概には言えないのではないかなと思っています。

ただ、この中で反問権についても述べられておりますが、当然一問一答方式をやるに当たっては、行政側の反問権は必須だと思っているので、これが前回、議会基本条例を議論するときにも、これはさんざん議論して、結局この反問権ということについての合意が得られずに、一問一答方式も導入できなかったという経緯を考えても、今回一問一答方式を導入するに当たっては、反問権というのは当然市側に対しても認めていかなくてははいけないと思っています。

【赤嶺委員長】 公明党。

【鳥淵委員】 ここに関しても、私どもは特に極端な意見というか、するつもりはありません。今、自民党・新政クラブさんもおっしゃったように、反問権を認めることは大事なことだと思っています。

【赤嶺委員長】 自由クラブ。

【河内委員】 自由クラブとしても、こちらの市側の回答のとおりかなとは思っているのですが、一番強調したいところは、やはり時間のところ、合計時間を例えば1時間以内にするとか、そういうところを協議していきたいと思います。

【赤嶺委員長】 補足ですか、鳥淵委員、どうぞ。

【鳥淵委員】 すみません、ちょっと言い忘れました。一般質問の実施人数を縮減とかと言っていますが、これは一般質問することは議員の権利であって、こんなことはあつてはならないということ、大事なことを言うのを忘れていました。

【赤嶺委員長】 では日本共産党、堀口委員どうぞ。

【堀口委員】 まさしくそのとおりだと思います。一般質問を行うかどうかは、やはり私たちが市民から負託をされて実施をする権利でもあるので、そこを制限されるということは、いわれのない主張なのかなと言わざるを得ないかなと思います。反問権は、私たちは認めませんよとは一言も言っていないで、この後も話をするのですが、反問権については、その内容はともかく、認めていくというところで合意はしているので、あえてここでなぜこういうことを強調されるのかなというところは大変疑問であります。

一問一答方式を選択制にしたとしても、すり合わせの方法とか方向性は、そんなに差が

出るものでもないし、市がおっしゃっている負担が大きくなるということが、私たちは正直、想定がちょっとできない部分でもあるので、ぜひこういうところも市にきちんと説明をいただいて、それが納得できるということであれば、また考える余地はあるのかなと思いますが、ほかの市でも、大体が一問一答方式に切り替えていっている、選択できるというところでも、大方一問一答で、もうそのほうが、やはり市民の皆さんも聞いていて分かりやすいというところもありますので、その質を上げていくというところであるならば、やはりこういうことの実施をしていくというところは必要なのかなと思います。

【赤嶺委員長】 神奈川ネットワーク運動。

【布瀬委員】 先ほどから申し上げていますが、市側はこちらの議会が申し入れた内容をきちっとお読みなのかなということは一言、まず最初に言わせていただきます。というのも、反問権は認めると、その文章の中に書いてありますので、お読みになっているのかと言いたいです。

ですので、必要なのであれば、やはり議会と市側が、もう対面で協議すべきではないかなと思います。このように文章を渡して、長時間議論を向こうの行政側でやっていただいても、この回答がこれということは、とてもちょっと悲しい思いがしております。

それから、先ほどからほかの方が言われているように、一般質問は一番、やはり一つの議員の権利であります。それを縮減することなどと行政側が言うのはおかしいのではないかと考えています。

もうほかの議会も、一問一答で行っているところは、やはり多くなってきている。それはなぜかという、一般質問を市民が聞いたときに、一括で質問すると、何を聞いて答えているのかが分かりづらいのですよね。というところの中では、やはり市民の利益に資するとなると、これは、私たち議会としても、議員としても、一問一答というところの方法ができるような選択制をすべきだと考えます。

【赤嶺委員長】 立憲民主党、北島議員。

【北島議員】 立憲民主党も、反問権を認めることは、うちの堀合がもう言っているぐらい、反問権に関して全然やっていただいてよいと思っています。ただ、やはり皆様おっしゃっているとおり、一般質問の人数の縮減に関しては、議会側、議員側をちょっと、どのように見ていただいているのかなという部分が感じられるのですが、職員の負担、市側の負担が増えないような手法の検討はもちろんです。やはり早めに一般質問の通告というかすり合わせを始めさせていただいて、そういう部分で軽減することはできるのかなと思

うのですが、やはりその中で、どうしても議論をどんどん行っていくと、若干負担はあるのかもしれないですが、その辺はある程度弾力的に、市側にも御協力いただきたいと思っております。

【赤嶺委員長】 大和維新×iRAISE。

【村田委員】 先ほどに引き続き、この市側からの回答全般に関わる話からで恐縮ですが、やはりちょっとこの委員会で議論するに先立って、例えばこの4番の市議会政策研究会のように、議会だけで、我々の判断で実行できることと、あるいは市側に大幅な対応を求めるものと、あるいは予算を伴うような話を、ちょっと区別して、最初から話を進めるべきだったのかなという意見が、会派の話合いでありました。

あとは、やはりこの8つの項目、先ほどと同じですが、少し欲張り過ぎて一気に市側に求め過ぎたのかなという印象はありますので、この中でも特に優先順位をつけるべきではないかという話がありまして、私どもの会派としては、この一問一答の導入と、あとは3の委員会の動画配信が優先的に実現できたらよいのではないかという意見がありました。

特にこの一問一答方式に関して言いますと、一問一答方式と現行の方式の選択制は、確かに市側の負担があるかも分かりませんが、他市でもやっていることなので、それほど極端な市側の負担にはならないのではないかというような話がありました。

【赤嶺委員長】 ありがとうございます。では、続いて項目の6、反問権に関連する回答についての御意見を伺ってまいります。

では、大和維新×iRAISE、村田委員からお願いします。

【村田委員】 これも先ほどの一問一答や動画配信でもそうですが、反問権を認めるというのは複数の話題の中でも取り上げられてきたことだと思うのです。それこそこれはこのままで問題ないのではないかと市側に御理解いただきたいというような印象です。

【赤嶺委員長】 立憲民主党、北島議員。

【北島議員】 この市側の回答の中の反問に対する応答も議員の持ち時間の中に含めることが必要であると考えますという、この点が、現状の30分で行うものなのか、一問一答方式に対して議員の持ち時間を変更することかによって変わってくるのかなとは思っているのですが、その判断がどのようにしているのかという部分で変わらと思うのですが、反問権を認めること自体は賛同いたします。

【赤嶺委員長】 神奈川ネットワーク運動。

【布瀬委員】 一般質問の議会でのルールというのは議会で決めますので、その持ち時

間、時間に関しても、反問の時間も議員の持ち時間に入れるとか、そういうことを行政側で決めていただく必要はないと考えております。

ですので、取りあえずは反問権を認めると、我が会派もこの協議の中でずっと言っていますので、反問権を認めるで、本実行委員会で決めた内容でよいと思っています。

【赤嶺委員長】 日本共産党。

【堀口委員】 そもそもなぜ一般質問でヒアリングが必要かといったら、やはり質問の趣旨や、その背景、またその根拠になっていることも含めてヒアリングは行っているはずだと私は認識をしているのですが、そういうことも含めて、だから反問権は認めていきますよという、こちらも納得をし、前回みんなでもとめて言っていることですが、やはりうまく私たちが言いたいことが伝わっていないのかなというところも感じずにはいられないかなと思います。

やはりその時間のことについても、これも話合いの中で議論されていると思うのですが、そこは議会の運営に関しては私たちのほうで一応話し合っているというところで、今、布瀬委員も言われましたが、では、なぜその含めたほうがよいのかという説明がないので、何とも言えないのですが、そこまで言われることなのかなと。だから、全般通して、やはりこういうところがかみ合っていないところもありますので、やはりちょっと直接、議論は必要なのではないかと感じました。

【赤嶺委員長】 自由クラブ。

【河内委員】 自由クラブとしても、議会運営委員会で決定した当初のルールでお願いしたいというところで……。

【赤嶺委員長】 まだ決まっていないです。

暫時休憩します。

午後1時37分 休憩

午後1時38分 再開

【赤嶺委員長】 では、再開いたします。どうぞ、自由クラブ、河内委員。

【河内委員】 失礼いたしました。先ほど議会運営委員会と申しましたが、議会改革実行委員会に訂正をさせていただきます。

【赤嶺委員長】 公明党。

【鳥淵委員】 市側、今、委員長からあったように、ここの場で決まったことを今後議運に、運用に関しては、議運で決めるということを決めた、このことについて意見を伺い

たいということですが、先ほども他の委員からもありましたが、質問の趣旨とか根拠などということは、もう当然のことであってと思いますが、ここでも財源を問うものも含めてと書いていますが、ここまでは、さすがに我々も、提案する、多少、全くしないということではないですが、全ての質問一つ一つに、財源はこうだから、このようにしてくれとかというところまでは、やはり難しいのかなと思っております。市側の意見は参考にしたいと思います。

【赤嶺委員長】 自民党・新政クラブ。

【中村委員】 反問権については、当然認めるべきであると考えていますが、ただ、やはりまず市側としては、議員が質問したことにしっかりと誠意を持って答えるというのが本来の在り方であって、本来答えるべきことを質問で返したり、反問で返したりということはあるべきではないと思っています。そういうことも含めて、基本的に議会では、議長の許可を得て、議員側も発言していますし、市側も議長の指名によって答弁をしているわけですから、それはあくまでも議会でどの程度の反問を行うのかということは、具体的には議長の判断ということが、裁量ということになってくると思います。

大和市でそういうことがあることはあまり想定しにくいですが、別の議会では、市長が議員の質問の揚げ足を取って反問したり、何か質問とは直接関係ない議員の資質とかを含めて議員を非難するために反問権を使っていた、反問権の濫用とも思えるようなことも散見されてきましたから、この反問権というのは、当然、議会での議論の質を高めるために行われるものであって、お互いを攻撃したりするためにするものではないですから、そういう良識の範囲の中で、やはりこの反問権というものが行使されるべきだと思います。

【赤嶺委員長】 ありがとうございます。続いて項目7、一般質問に関連して、対面式演壇、自席マイクを現行設備を最大限活用して整備することを決定したという部分です。意見を伺ってまいります。

では、自民党・新政クラブ。

【中村委員】 確かに今、大和市は財源が厳しいですから、当然この辺は現行の設備を最大限利用して市民の理解などを含め、適切な判断が必要だという市側の回答は納得できるところだと思っています。

【赤嶺委員長】 公明党。

【鳥淵委員】 うちも、できることからということで、以上でございます。

【赤嶺委員長】 自由クラブ。

【河内委員】 市側の意見と同様です。

【赤嶺委員長】 日本共産党。

【堀口委員】 おっしゃりたいことは理解をしますし、そのとおりでなとは思いますが、適切な市民への理解をしていただくということは本当に必要ですし、できることから、やはり変えていかなくては、設備がないから一問一答はできませんということでは、いつまでたっても進んでいかないというところもありますので、できない理由を探すのではなくて、できるようにするにはどうしたらよいのかということ、やはり市側も私たちも一緒に考えていきたいなと思います。

【赤嶺委員長】 神奈川ネットワーク運動。

【布瀬委員】 かなりこの、今は財政が厳しいと言われている中では、本当にこの備品をそろえていくということにかかる費用をどのように考えていくかですが、やはり私たちも、一問一答をやっていこうと思うのであれば、では、どのようにすれば実現できるかと前向きに、もう少し検討していくということもあるのではないかと思います。

行政がこのように書いてくるのも、これは理解できますので、それを議会として実現していくために、どうしていったらよいかと議論を進めていきたいとは考えます。

【赤嶺委員長】 立憲民主党、北島議員。

【北島議員】 この7に関しては、市側の言うことも確かなことで、財源はかなり逼迫している状態で、それを押してまで行うべきものなのかは、しっかり議論は必要かなと考えております。また、今、タブレットも入れていただいている状態なので、すぐに次から次へとやってしまうと、どうしても市民の理解がなかなか難しくなっていくのかなとは考えております。

【赤嶺委員長】 大和維新×i R A I S E。

【村田委員】 会派で話し合う中で、先ほど申し上げたとおり、4番目の政策研究会のように我々の判断で随意にできることと、市側に御協力願わなければいけないことと、予算の伴うものはちゃんと分けて最初から議論すべきだったのかなという話が会派の中でありました。その中で、確かに財政状況が厳しい中ですので、予算が伴うものは、優先順位として少し落ちるのかなと、言ってしまうと市側の言うこともごもつともかなという意見がありました。

【赤嶺委員長】 ありがとうございます。では最後、8、代表質問に関する回答について、すみません、繰り返しになります、大和維新×i R A I S Eの村田委員から。

【村田委員】 これは代表質問、この案件について議論するときも、確か申し上げたと思うのですが、大和市のようなそれほど大きくない議会の中で代表質問を実施するとなると、市側の意見にもあるとおり、一般質問との違いをより明確にというような、必ずしも私どもの会派としては、代表質問が絶対に必要だとは当初から判断しておりませんでした。

【赤嶺委員長】 立憲民主党、北島議員。

【北島議員】 立憲民主党としても、この市側の回答にあるとおり、区別をするべきかなとは思っております。代表質問の中に施政方針、新年度の予算に限定せずという部分で、結局それは一般質問と変わらないではないかという話が出てきたので、市側の、こちらの回答という部分はごもっともな部分かなと考えております。

【赤嶺委員長】 神奈川ネットワーク運動。

【布瀬委員】 市側の回答には一定の理解を示しますが、とにかく、今の一般質問の日程で行うことと言っても、私たちが別に今の日程で変えるとは考えていなかったもので、これは実現できるのではないかと読みました。

【赤嶺委員長】 日本共産党。

【堀口委員】 前回、なぜこの代表質問が、実施をしたけれども、なくなってしまったかという、やはり限定をすると、ずっと同じ会派が全てほとんど同じような質問を行って、ずっとそれが繰り返されてしまうみたいなところも、ちょっと問題点としては指摘されていたことかなと思います。

でも、会派がここを、それぞれ会派によってここというところは多分、予算のポイントとか、施政方針に関してというところは必要なところでもあるので、私は代表質問を行うということには反対ではないので、このやり方というところでは、もう少し検討は必要なのかなとは思っています。

ただ、だからといって一般質問をなくすとか、少し減らすとか、そういうことではないと思うので、今の現行の一般質問の日程の範囲内でということを示した上で提案をしているので、まずはやってみる、どのようにやるのかをもう少し検討した上で実施をするということがよいのではないかと思います。

【赤嶺委員長】 自由クラブ。

【河内委員】 市側の回答どおりでよろしいかと思います。

【赤嶺委員長】 公明党。

【鳥淵委員】 公明党としても、そもそも賛成の立場ではなかったかなと。過去の会派内

には、当時関わっていた議員もいらっしやって、あまり積極的に賛成するつもりはなかったと思っています。また、もちろん、代表質問をした場合には、その人は一般質問を行えないと、この限られた範囲内で行うことということはごもっともだと思っています。

【赤嶺委員長】 自民党・新政クラブ。

【中村委員】 代表質問については過去にやったことがあると言うのですが、実は2回しかやったことはないのです。これを廃止したときに私は1期目で入ってきて、あまりよく分からなかったということもあって、このときは、今にして思うと、早急にやめなくてもよかったのではないかとも思っているぐらいですが、先ほど村田委員からも、大和市議会ぐらいの大きさでは小さい、それほど大きくないとおっしゃいましたが、私は24万5000人の人口がある大和市は結構大きい規模の自治体だと思いますよ。だから、しっかりとこの代表質問は必要だと思いますが、ただ、過去にやって、うまくいかなかったという経緯もあるので、その辺は少し反省しながら、どういう形でできるのかは議論の余地がありますが、代表質問はぜひやってほしい、やるべきだと思っています。

【赤嶺委員長】 では、各項目の各会派の意見が述べられましたので、協議に移ってまいりたいと思います。

まず項目1、予算決算委員会に関連する内容ですが、これと項目3の委員会の動画配信も委員会関係ですので、1と3について、先ほど皆さんの御意見を伺ったところ、様々な御意見がございました。ここは議長諮問にも関わってくると思いますので、それぞれの会派で、今日、各会派の意見を確認していただいた上で、再度御検討いただいて、また内容について会派間等で調整をすることも自由ですし、検討していただいて、次回の本実行委員会にその検討結果なり検討案なりを提出していただいて、これをまとめた上で、議長諮問への答申としたいと思いますが、いかがでしょうか。

つまり、結論は出しません。時間がないので、議長の任期中に議長に答申を上げるということで、協議途中ですので、各会派からの意見や各会派からの案を、それぞれ両論併記で答申をしていきたいと思っています。

来年度以降も本実行委員会は継続する予定と議長から伺っておりますので、その案を基に再度協議をしていければと思います。いかがでしょうか。

【鳥淵委員】 今の件については承知しました。それで皆さんの意見を聞いていて、1つだけ少し気になったことがあったので、この場で言わせていただきたいと思います。

とにかく時間というのは有限であるということ。もう一つは、それぞれやるという方向

性で進んでいるわけで、それを今後どうしていくかということを考えていく中で、市側から意見を一応聞いたということで、私、うちの会派としては、やはり、参考にはしっかりしたいなと思っておりますが、我々、その細かい中身についてはこれから各会派が持ち帰って決めていく、それでまた次回持ち寄って、しっかりと決めていくという流れを続けていくべきだと思っております。

【布瀬委員】 この予算決算委員会に関して、さんざんここで議論をして、最終的にここでの決というのとは決定事項としてある程度出した上で、市側に投げかけていると認識していたのですが、それは変わったのでしょうか。あのときの結論は、ここでいろいろと様々な、例えば通告制や時間の制限とか、そういう御意見もあった中での、最終的な結論が市側に投げかける前の、本実行委員会としての結論だったのではないのでしょうか。委員長に確認します。いかがですか。

【赤嶺委員長】 何をですか。

【布瀬委員】 本実行委員会としての結論は、一度ここで決めて、そしてそれを実現可能かどうかということ行政に投げかけたというところなので、その前に、この委員会としての結論は出したと認識していたのですが、そうではないのでしょうか。

【赤嶺委員長】 協議をして、素案を策定はしました。素案を策定して市側に投げて、回答が返ってきたという段階です。

【布瀬委員】 私は、この市側の回答では、何が本実行委員会で決めたこの結論が実行できないのかということが、理解ができないのですが、その場合はどのように会派としての意見をまとめたらよいのでしょうか。

【赤嶺委員長】 それは会派で御検討いただければと思います。

【布瀬委員】 では、このずっと長い間話し合っただけで決めた、本実行委員会の決定という、この状況はどうなるのですか。

【赤嶺委員長】 この状況は変わらないですよ。決めたものについて、このように決めました。市側の意見を聞きたいです、で返ってきたのがこの回答なので……。

【布瀬委員】 では、これで、またこの各会派の意見を書面を出して、それを基に次というのであれば時間が無駄だと思っております。ですので、もうそれであれば、このような、はっきり言ってこの回答は、私は、市側がきちっと理解をしていないと考えています。ですので、対面で一度協議したほうがよいと思っておりますので、もうこれ以上、本実行委員会として結論は一回出ているのであれば、それを基に、行政と一緒に、どうやれば実現す

るのか、何が行政にとっては問題なのかというところを、もっと議論していくべきなのではないでしょうか。

【赤嶺委員長】 いいですか。本実行委員会で取りまとめたのは、予算決算委員会の案です。案を取りまとめているんです。その案を市側に、こういう案を取りまとめましたと。それで、回答が来ました。そして先ほど各会派の皆さんから意見を伺った状況です。

【鳥淵委員】 私が言おうとしていたことを委員長がおっしゃってくださいました。本実行委員会の中では、このようにやろうと決めたとします。ただし、これは相手がある話であって、議会はこのように決めたいけれども、市側はこれで大丈夫なのかという確認をした中で、こういう回答が返ってきたものと思っています。

ですので、市側からの意見を参考にしっかりとした上で、我々も言うべきことは言う、対面でやるかどうかはさておき、これからしっかりと中身を詰めていく段階だと思っています。

【赤嶺委員長】 先ほどお話ししたとおり、意見がこの場で一本化できませんので、議長諮問に関しては両論併記で、各会派の意見を答申としてお返ししたいと思います。

議長の任期を考えますと、次回が最後の本実行委員会となりますので、それぞれ案がある方、考え方、任意で構いませんので、検討調整の上、御提出いただければと思います。それを取りまとめて、現在の協議結果ということで、議長には答申をしたいと思っています。

【堀口委員】 本当に、私たちが時間をかけて案をつくって、それを投げても、確かに相手のあることなので、それを私たちがそのままというところではないですが、やはり最大限それは、市側には尊重していただきたいところでもあります。

そこが、うまくこちらの意図も伝わっていないし、向こう、市側が何を懸念しているのかは、もう何か分からないというか、ないままで会派に持ち帰ったとしても、何か進んでいかない気がしています。

私はやはり市側ときちんと、非公式の場でもよいと思うのですが、私たちはどうしてこういう結論に至ったのかを、やはり書面だけでは読み取れないところがありますので、きちんと説明した上で、では、そういうことなのか、では、こうしたらできるのではないかというところは、やはり話合いでしていかないといけないのではないかなと思います。それでまた次回に持ち越し、持ち越し、持ち越しとやっていたら、いつまでたってもできないのではないかなということを感じます。

【鳥淵委員】 委員長がさっきおっしゃったのは、一つ一つ前に進んできていると思って

います。本実行委員会で決めました、相手があるから市側にも、こういう方向で行きますよと言ったら、意見が出てきました、それに対して会派でいろいろ議論をした上で、今日、出席をされているのだと思います。それぞれの会派が、各会派で打合せをした内容を、今日ここで発表したわけですね。その意見を聞いた上で、そのことについて、次に決めるから、今日はほかのこともあるので、一度今日、各会派から出た意見を聞いて、もう一回それを各会派で協議をいただいて、次回協議をしましょうということになったのだと思います。

【赤嶺委員長】 今まさに皆さんがおっしゃっている内容をまとめて、次回、提出してください。それを答申としたいと思いますということをお伝えしています。

答申の内容を踏まえた上で、5月以降、次年度以降の本実行委員会で協議がなされるものだと思いますので、そういう形で進めていきたいと思いますが、どうでしょうか。

【布瀬委員】 私たちが取りあえず本実行委員会で、こういう流れも含めて決めました。それを市に投げかけたら、市側としては、例えば総括質疑をするのだったら一般質問をしないとか、いろいろ具体的なことが市側から提案としては挙げられてきています。それを、例えば、では、この私たちが結論を出したものを、またどのように変え——このように変えたらよいのではないかというような、そういう提案も、会派として出せということなんでしょうか。一体何を意見として出せばよいのかがよく分からないのですが……。

というのは、この案があって、この市側の返答に関しては、回答に関してというところで、各会派が今意見を出しました。各会派の意見を聞いたとて、今、全体の会派の意見は聞きましたが、では、それを踏まえて、一体何を提案していけばよいのかということがちよっと見えてこないのですが……。

【赤嶺委員長】 先ほど来おっしゃっている御意見をまとめて提出いただければよいのかなと思いますよ。

先ほど発表された会派の意見、それから、この今の協議の場でおっしゃっている意見、こういうものをまとめて出していただければよいのではないのでしょうか。

【布瀬委員】 それはもう皆様にお伝えしたのですが、その上で、また、さらに各会派の意見をまたまとめろということですか。ほかの会派の意見を踏まえて、それも併せて考えていけということをおっしゃっているのですか。

【赤嶺委員長】 暫時休憩します。

午後2時2分 休憩

午後2時8分 再開

【赤嶺委員長】 再開します。

市側からの回答項目1及び3と、議長諮問については、先ほどお話ししたとおり各会派で御検討、御調整いただいた上で、次回の本実行委員会にその意見を提出していただき、それを取りまとめたものを議長への答申としたいと思いますが、いかがでしょうか。

【布瀬委員】 できれば、もう本実行委員会の際に書面を、全会派のものを見るということは大変なので、委員会の前に見られるような期日にしていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

【赤嶺委員長】 具体的にはどれくらい前にですか。

【布瀬委員】 せめて1日前でもよいですので。そのまとまったものを当日見て、そこから議論を始めるというよりは、前日にでもちょっと予習できて、その上で、どうしていくかという方向性を各委員が持っておいたほうが、話が早く進むと思うのですが……。

【赤嶺委員長】 皆様から寄せられた御提案や考え方とか、そういうものに対して、別に修正とかは何もしませんので、そのまま議長にお渡ししますので、事前の確認をする必要はないかと思いますが、事前の確認が必要と思われる会派はありますか。

【布瀬委員】 では、各会派のばらばらの意見、それはちょっとまとまらないかもしれないというそれぞれの、例えば一緒の部分もあれば、違う部分もあるというそれぞれの会派の意見を全て議長にお渡しして終わるということ……。

【赤嶺委員長】 先ほどからそのようにお話しをしております。

【布瀬委員】 ただ、次回に向けて、また議論を始めるというときに、やはり方向性が見えていたほうが、話が早いのかと思って、例えばその提案した内容を、ある程度、この部分、例えばこれでよいと最初は、この予算決算の委員会の内容も、この案でいきましょうと言ってまとめたのですが、それがまたいろいろと変わっておられるみたいですので、そのどの部分が、このもともとの原案から変わっているのかとかは、方向性が私としては見えていたほうが、それぞれまとめていたほうがよいのではないかとは思ったのですが、今回はもうばらばらの意見を議長に回答するというところで終わるということですね。確認をさせていただきました。もう理解しました。ありがとうございます。

【赤嶺委員長】 では、先ほど私がお話しした内容で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【赤嶺委員長】 では、そのようにさせていただきます。

続いて、項目2に関しては、先ほどお話しをしましたが、日程3でも出てきますので、割愛をします。

項目4に関しては、特にありませんので、これは別に、しっかりと実現に向けて進めてまいりたいと思います。

次に項目5でございますが、何か御意見はありますか、各会派の協議結果に対して。

特になければ、項目6と同様に、一般質問における一問一答の運用ルールの中で、議会運営委員会で検討を行っていくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【赤嶺委員長】 項目7について、金原副委員長、どうぞ。

【金原副委員長】 このマイクに関して、2月5日の本実行委員会が終わった後に、個人的に議会の中継室と、議場にあるマイクの本数とかを調べて、基本的にマイクは4本使えるのだけれども、そこから、1本のマイクからどれだけ分配できるかを考えて、その内容を事務局にお伝えして、その回答がありましたので、その辺の説明をしてください。お願いします。

【議事係長】 今、本会議場のマイクですが、上のOAルームのアンプのようなものから配線を行っておりまして、下の議場に4つ差し口があります。具体的には議長席、局長席の奥に1つずつ、今の事務局次長席の奥に1つ、それから登壇されている演壇のところの奥に1つマイクの差し口があります。そこの差し口から有線のマイクを差してマイクを使っているというような状態でございます。

先ほど副委員長が申されていたのは、そこの差し口からミキサーなりをつないで、有線のマイクを複数本に分岐のような形にして、複数のマイクをつくることによって、例えば市側、行政側ですと、それを使い回すような形になるのですが、そのような形で対応ができるのではないかというようなお話がありました。

そのことについて、できるかどうかも含めて、取り急ぎ事業者に確認をしたところ、その差し口に、まずミキサーをつなぐ、そこからミキサーで1本から5本の分岐の形でしまして、有線マイクを5本つなぐというようなことだと、本当に概算ですが、税込みで200万円強でできるのではないかというような回答は得ているところでございます。

【金原副委員長】 ちょっと補足すると、マイクが1本出てきて、ここにミキサーをかまして、結局、基本的にはマイク1本なのだけれども、ミキサーの中の線がまた、例えば5

本差せて、またこっちから、このミキサーのここから1本、2本、3本、4本、5本とつながることはできるのですが、結局1本から全部分散してしまうと、当然ハウリングとかになってしまうので、ここをスイッチによって1本のつながりにしていけば、結局、中継室からずっと流れて来たマイクのコードが、1本で行くことができるというようなことなので、間にミキサーを挟めば、1本の線から何本かに分散できるのではないかとということで、ちょっと事務局に聞きましたら、そういう形はできますということなので、一問一答は、結局、市長側に3本、消防長側に2本ということで、そこは結局1本から、番号によって切り換えれば、一問一答で、一々演壇に立ってこなくてもできるというような、市長側はそこだけマイクを移動して渡してもらえばできるのではないかとということで話をした中で、できますよという形になったので、これは学生時代に、ちょっと放送部でいろいろやっていたので、提案させてもらって、それが通った感じだったので、お金も200万円、まあ、高いなという感じはするのですが、それはそれとして、結局4本で、基本的には何本かは、複数本できるかなと思うのだけれども、結局1本で200万円なので、また違うところにミキサーをつけてしまうと、ミキサーの本数が多い本数で可能だったらば、1つのミキサーで何本か複数本できるのであれば、ミキサーはそんなに幾つも設けなくてもできるのかなど。

話的には、そんな感じでよいですね。

【議事係長】 おおむねそのようなところでございます。一応先ほどの見積りを取った際ですが、ミキサーから出る本数は5本でございます。私は先ほど5と言わなかったかもしれないですが、5本でございます。

【金原副委員長】 ミキサー的に5本以上セッティングできるミキサーの本体自体はないということなのですか。

【議事係長】 もっと高い値段だったらあるのかもしれないですが、あくまでも事業者から聞いて見積りを取ったところは5本です。概算ですが、5本で200万円強というところでございます。

【赤嶺委員長】 前回だったと思いますが、委員から実際に行ってみて見積りを取ってほしいという御発言がありましたので、この件に詳しい副委員長に実際に配線とか機器を見ていただいた上で、お見積りを取っていただいた内容の情報提供でございます。

市側からの回答については、先ほど皆様からお話があったとおり、回答の内容については十分承知をしているということですので、この内容については各党派受け止めたという

ことよろしいでしょうか。

【町田（浩）委員】 これはあくまでマイクとか音響の200万円というだけで、やはりそのほかにもカメラとか、そういうことが問題として出てくるという認識でよいですか。

【金原副委員長】 当然、カメラも見たのですが、結局、今あるものが、演壇に立った正面の画像と、あとは上の両脇の2本しかないので、これが仮に首を振ったとしても、演壇に立った場合、あと一問一答でやった場合には斜め映像になってしまうので、顔のはすの映像になってしまうので、正面にカメラをつけて振る感じにしないと、当然、理事者側に関しても、それは一般質問に立ったとき、正面に1個カメラがあるのですが、もしそのカメラが振れば、理事者側に関してはピンポイントで行くかと思うのですが、結局そのピンポイントの操作もパソコンの中に、この名前をクリックすれば、それにぱっと動く感じにはなっているのだけれども、多分今の本市では、そうっていないので、そこはちょっとお金が大分かかるかなと。

だからなかなか、理事者側の顔を振ると、我々が一問一答で、そこは定点でできるかもしれないですが、ちょっと現状的には、理事者側の顔を振るのは結構難しいのかなというか、お金がかかるかなという感じはちょっとしました。

【赤嶺委員長】 現行設備を最大限活用するということになっておりますので、できるだけお金をかけずに、議会としてもやっていきたいという方針は打ち出しているものと思います。

【北島議員】 この200万円強は、設置したら、その一度だけで済む支払いなのか、それとも継続的に支払わないといけない費用になるのでしょうか。

【議事係長】 先ほどの200万円強は、先ほど申し上げたミキサーと有線のマイク5本プラス配線の作業とか、ここら辺はどういう作業になるのか分からないので、ざっくりになります。配線作業とか機器の設置とかになります。なので、継続でというよりは、初回でその金額ということになります。ただ、その後の保守とかがどうなるかまでは聞いておりませんので、修理などが発生したら、またお金がかかるとか、そういうことはあろうかと思えます。

【赤嶺委員長】 では、項目7はよろしいでしょうか。

では、項目8についてですが、先ほど皆様から様々な御意見がありましたが、代表質問と一般質問の違いは、もう既に明確になっています。一般質問の日程と時間の範囲を超えるものではありません。本実行委員会で取りまとめたものは、一般質問初日を代表質問と

して、各会派の代表、実際は代表者でなくても構わない、各会派を代表する方が登壇して、会派の考え方等に基づいて、施政方針等に関連しても構わないという中で質問を行う。ちょっと回りくどい言い方になりましたが、これまでは施政方針とか予算に限った代表質問が行われてきましたが、それに限らない幅広い内容も取り上げることができる形で、一般質問初日で各会派の代表が一般質問を行うものとなっておりますので、市側からの回答については、そのように回答することで、市側の懸念は払拭できるものと捉えておりますが、どうでしょうか。特にないですか。

では、現在の決定のとおり、代表質問については進めていきたいと思えます。

【事務局次長】 事務局から、ちょっと今、5、6、7の決定事項が何だったのかが分からなかったの、もう一回教えていただきたいのですが……。

【赤嶺委員長】 暫時休憩します。

午後2時25分 休憩

午後2時26分 再開

【赤嶺委員長】 再開します。

項目5と6に関しては議会運営委員会、運用のルール化というところで、運営ルールですね、一問一答のときのヒアリングの方法とか、運用ルールについては議運で検討をしていただくと。

【赤嶺委員長】 暫時休憩します。

午後2時27分 休憩

午後2時46分 再開

【赤嶺委員長】 再開いたします。

市側からの回答の項目5及び6については議会運営委員会に諮ることとし、項目8については議会からの回答を、後日、正副委員長で作成して、皆様にお示しした後に市側へ提出するというので進めたいと思えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【赤嶺委員長】 では、そのようにさせていただきます。

【赤嶺委員長】 続いて日程3、大和市議会議員政治倫理条例案について事務局に説明を求めます。

【事務局次長】 本件は、令和6年12月4日の本実行委員会において、議会倫理の規程を作成することが決定され、本実行委員会の作業部会において規程の草案が策定されたも

のでございます。

その後、事務局が市側の法制部門と調整したところ、規程の整備ではなく条例として整備することがふさわしいとの意見を受け、昨年、7月14日の本実行委員会において条例として整備する方向性について決定されたものでございます。条例案について総務係長から説明をいたします。

【総務係長】 それでは、先ほど日程2の「議会改革実行委員会の決定事項に関する申入れ」への市長からの回答にありました議会倫理のルール化については、この日程3で協議をされるということでしたので、改めて説明をさせていただきます。

まず、資料4-1を御覧ください。こちらは本実行委員会の作業部会において作成された規程案を基に条例として整備をしたものの案でございます。

資料4-2を御覧ください。こちらを用いて説明をいたします。資料4-2で、まず今回作成した条例の案と、委員の皆様が作成された規程の案とを比較しております。一番右の備考欄に主な変更内容を記載しております。基本的に内容は変えておらず、法制的な観点から字句の整理をしたものが増えております。

まず、第1条ですが、規程を条例に変更したものでございます。

次の第2条から、ページをめくって2ページ、さらに続いて3ページの第4条までは、基本的には字句の整理となっております。

次に、4ページの第5条を御覧ください。第5条の第1項において、審査請求があった場合、審査会を設置するかどうかを議会運営委員会に諮って決定するという条文がありますが、第2項に、審査請求を行った議員と審査対象となった議員が、議会運営委員会の委員であった場合の除斥の規定を追加しております。

次に、第3項ですが、政治倫理審査会の委員の選出方法を定める条文となっております。審査会の委員は、議長及び審査対象議員を除き、議員のうちから議会運営委員会と同数の委員をもって組織し、各会派から選出することとなっております。

条例の案のほうでは、議会運営委員会の委員と同条件で選出できない場合もあることから、ただし、議会運営委員会と同数の委員をもって組織できず、また、各会派から選出できないと認められる場合にあつては、この限りでないという文言を追加しております。

具体的な例を申し上げますと、複数の議員が同じ案件で審査対象となった場合ですとか、体調不良等により長期間議会活動ができない議員がいた場合などが考えられる例となります。

第5項は、委員の任期を定める条文ですが、委員の任期の初日を審査請求に係る審査会を初めて開催した日と追加しているものです。

次に5ページを御覧ください。5ページの第6条第5項となります。審査対象議員が弁明を行う際、書面での提出を求め、審査会で陳述することができるという規定を追加しております。

次に、委員が作成された規程案の第8項を削除しております。こちらは、第6条第4項で、審査会を非公開にできる規定があるから削除しているものです。

次に条例案のほうの第8条ですが、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定めると規定したものでございます。委員が作成された規程案のほうでは、委員会条例や会議規則の例によるようになっておりましたが、範囲が広くなり、どの例によるのか明確でないことから、このように修正をしたものでございます。

次に第9条第1項は、次のページにまたがっておりますが、審査対象議員に対しても審査結果を通知する旨を追加しております。

6ページの第10条は、審査結果後の弁明を再弁明と規定しまして、再弁明の書面提出期限を追加したものでございます。

7ページを御覧ください。第12条ですが、審査対象議員に対する措置を講ずるよう定めておりますが、具体的な措置内容は、1ページ戻っていただき、6ページにあります第9条第2項の(1)の議員辞職の勧告から(5)警告及び政治倫理基準を遵守する旨の誓約書の提出となっております。

すみません、もう一度7ページに戻っていただきまして、第12条第1項の(1)と(2)を追加しておりますが、先ほど申し上げましたその措置を行う具体的な方法を規定したものでございます。

まず(1)は、第9条第2項第1号から第3号までに掲げる措置で、議員辞職の勧告、議会の役職停止勧告、一定期間の出席停止勧告のことを指しております。この勧告を行うのは、当該審査請求に係る審査を行った審査会の委員であった議員が議員提出議案として議案を提出するもの、(2)は、議場における謝罪と、警告及び政治倫理基準を遵守する旨の誓約書の提出のことですが、こちらは議長による指導と定めたものでございます。

第13条第2項は、議長と副議長がともに審査の対象となった場合、委員の皆様が作成された規程案では、議員において互選で選ばれた議員が議長の職務を行うこととなっておりますが、条例案では、年長議員が行うように変更しております。

最後に8ページを御覧ください。委員作成の規程案の一番下に、なお、規程は、議員の改選ごとに見直すものとするという一文がありましたが、条例は必要な都度、議員提出議案での提出が可能であることから、見直し規定を削除しております。

次に、資料4-3を御覧ください。先ほどの条例案では、条例の施行について必要な事項は、議長が定めるということになっております。条例の施行規程として別に定める3点の内容の案でございます。

1つ目は、審査請求の様式を定めるもの、2として審査会の傍聴に関する規定、3として審査結果及び措置を講じた際の公表方法、こちらを条例の施行規程として定める必要があるということの案でございます。

検討事項として、3の審査結果と措置を講じた際の公表方法は、市議会ホームページへの掲載、市議会だよりへの掲載、プレスリリース、記者発表など幾つかの方法が考えられることから、本実行委員会で1、審査結果が決定した際の公表方法と、2、措置を講じた際の公表方法をそれぞれどうするかを協議していただけたらと思います。

説明については以上です。

【赤嶺委員長】 ただいま説明がありましたとおり、本実行委員会で作成した規程案に基づいて、総務係長のほうで条例案を作成していただきました。本日は、一度会派にお持ち帰りいただき、次回の本実行委員会で各会派からの意見をお願いして協議をすることとさせていただきます。

先ほどの資料3に関する内容についても、会派内で検討をしてきてください。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【赤嶺委員長】 では日程4、政務活動費におけるクレジットカード利用について、事務局に説明を求めます。

【総務係長】 本件は、昨年7月14日の本実行委員会におきまして、政務活動費におけるクレジットカード利用のルール案を事務局が作成することが決定されていたものでございます。こちらは資料5-1を御覧ください。

事務局で作成したクレジットカード利用のルール(案)でございます。資料5-1を読み上げさせていただきます。

現行の判例等において、政務活動費の支出にクレジットカードを利用することを禁止する規定はなく、利用自体は可能である。

しかし、市民の視点から見ると、クレジットカードの利用によってポイントを取得する行為が「個人の利益」と捉えられることがあることから、大和市議会として、クレジットカード利用に関する取扱いを次のとおり定めるもの。

(1) カード名義。使用するクレジットカードは、議員本人名義のものに限る。

(2) 対象金額の算出方法。政務活動費の支出対象額は、使用したクレジットカードのポイント還元率を基に算出する。取得ポイントを現金換算し、領収書に記載された支出金額から当該換算額を差し引いた金額を政務活動費の対象額とする。また、算出した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(3) 提出書類。クレジットカードを使用した場合は、以下の書類を提出する。クレジットカード利用支出書、領収書（航空賃、宿泊費、包括宿泊費など内訳が分かるもの）、使用したクレジットカードの還元率が確認できる資料。

(4) 資料が添付されない場合の取扱い。ポイント還元率が分かる資料を添付しない場合は、購入金額の10%を付与ポイント相当とみなし、1ポイント＝1円として換算した金額を控除し、その金額を政務活動費の対象とする。

(5) ポイントの使用制限。クレジットカードによる支払い時には、既存のポイントを使用してはならない。また、政務活動費の支出にポイントを充当することを認めない。

(6) 支払い方法。支払いは一括払いのみとする。

(7) 領収書の記載内容。政務活動費の対象となる支出のみが記載された領収書が対象となる。私的支出が混在している場合は、その支出全体について政務活動費としての支出を認めない。

(8) 支払日の取扱い。原則として、領収書に記載された日付を支払日とする。ただし、領収書の発行日と実際の支払日（領収日）が異なる場合は、実際の支払日（領収日）を採用するとなります。

続いて、資料5-2を御覧ください。クレジットカードを使用した都度、こちらの利用支出書を添付していただく必要がございます。一番上の支出年月日から一番下の政務活動費対象額まで全て記入をしていただく様式となっております。領収書は真ん中の網かけ部分に貼付をお願いいたします。その他、使用したクレジットカードのポイント還元率が分かる資料や、領収書の内訳が分かるものも必要となります。

クレジットカードのポイント還元率が分かる資料については、加入されているクレジットカードにより異なりますが、ホームページやパンフレット等載っているものとなりま

す。どのような資料を添付していただくか御覧になりたい場合には、事務局総務係に参考となるものを用意しているため、お声がけいただければと思います。

また、参考資料が添付できない場合は、購入金額の10%をポイントとみなし、1ポイント1円として差し引いて計算をしていただきます。

また、資料5-2の2枚目、3枚目には記入例を添付しております。

今回の利用ルールを作成するに当たりまして、他市の運用ルール等を確認いたしました。今回、事務局が提示した案は、年度をまたがない支払いの取扱いとなることなどをはじめ、市民への説明責任が果たせる内容で作成をしたものとなります。

また、新しいルールが決定された後は、現在既に認められております会派視察や研修等に係る費用の支払い時に、クレジットカードを利用した場合も、本ルールに基づき運用することとなります。

説明は以上です。

【赤嶺委員長】 事務局から説明がありましたとおり、政務活動費におけるクレジットカード利用について、新たなルール案の作成を事務局に依頼していたものでございます。ただいま説明があった内容で進めてよろしいでしょうか。

【金原副委員長】 このポイントのことですが、僕などが持つカードに関しては、当然ポイントも10%とかの部分で終わってしまうと思うのですが、例えばプラチナカードとか、もっとダイナースカードとか、年会費がもっと高いものを持っている場合には、10%を超えるようなポイント還元もあった場合に、結局、添付書類がないときには10%で終わってしまうということを考えると、残りの3%とかそれ以上の場合には自分のプラスとなってしまうので、結局、政務活動費で引かれる分は10%になってしまうので、そういうことがあることも考えられなくもないので、もしカードで物を買うとき、使うときには、やはりちゃんとした添付資料の、何%還元かという部分を提出してくれないと、正確な政務活動費の支出には結びつかない部分があるので、その辺は認識していただいて、カードは使ってもらって、政務活動費を正確に使ってもらうという方向性で、一つこのことが分かりましたので、ちょっと申し上げさせてもらいました。

【赤嶺委員長】 では、よろしいでしょうか。

日程5、協議事項については、時間の関係上、本日は協議はいたしません。次回以降、全会一致の原則堅持以降……。

クレジットカードの内容については説明があったとおり進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【赤嶺委員長】 急いで続けます。日程5、協議事項については、本日、時間の都合上、協議はしないことといたします。次回は、全会一致の原則堅持以降について協議を行ってまいりたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【赤嶺委員長】 日程6、協議事項の進捗状況については、資料8を配付させていただいておりますので、各自御確認をいただければと思います。

続いて日程7、子連れ傍聴の周知、広報について。1月14日の本実行委員会において、子連れ傍聴については、周知、広報を図っていくことが合意され、正副議長に報告するとされました。私から正副議長に報告したところ、周知、広報の具体的な手法については、ホームページに掲載することとし、具体的な内容については広報委員会で協議してはどうかと提案がありました。

本件については、ホームページを所管する広報委員会で協議することによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【赤嶺委員長】 では、そのように決定いたします。

最後、日程8、次回の日程についてでございます。次回の日程については4月16日(木曜日)の午前10時からといたします。

5月の臨時会で本実行委員会は改選となりますので、4月までに協議を全て完了し、議長に報告をしたいと考えておりましたが、まだ協議に時間を要することが見込まれるため、5月以降の改選後も、本実行委員会は継続することになる旨を先ほどお話ししましたが、皆様も御承知おきいただければと思います。

積み残しの協議事項については、次回の本委員会ですべて協議を行いたいと思いますので、次回の委員会に関しては2時間では終わりません。終わるまでやります。

時間を少しオーバーしてしまいましたが、これで議会改革実行委員会を終了したいと思います。ありがとうございました。

午後3時6分 閉会